

(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業
計画段階環境配慮書に係る手続について

項 目	内 容
事業の種類	環境影響評価法第二条第二項第一号チに掲げる第一種事業 土地区画整理法に規定する土地区画整理事業
都市計画特例	[環境影響評価法第三十八条の六第一項] 都市計画決定権者が、第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う。
図書の送付	[都市計画特例主務省令（※ 1 の省令をいう。以下同じ。）第三条の規定により読み替えて適用される主務省令（※ 2 の省令をいう。以下同じ。）第十四条第一項] 都市計画決定権者は、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について関係する地方公共団体の長の意見を求めるときは、配慮書に関係する地方公共団体の長に送付する。 送付：令和 2 年 1 月 15 日
図書についての公告	[都市計画特例主務省令第三条の規定により読み替えて適用される主務省令第十三条第一項] 都市計画決定権者は、配慮書について一般の意見を求めるときは、配慮書を作成した旨等を公告する。 公告：令和 2 年 1 月 15 日
	[横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第 57 条の 2 第 1 項] 市長は、配慮書の送付を受けたときは、その旨を公告する。 公告：令和 2 年 1 月 15 日

※ 1 土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

(平成 10 年 6 月 12 日公布 建設省令第 22 号)

※ 2 土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

(平成 10 年 6 月 12 日公布 建設省令第 13 号)

項目	内容
図書の縦覧等	[都市計画特例主務省令第三条の規定により読み替えて適用される主務省令第十三条第一項] 都市計画決定権者は、配慮書について一般の意見を求めるときは、期間を定めて配慮書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表する。 縦覧期間：令和2年1月15日～2月14日（31日間） 縦覧場所：建築局都市計画課、環境創造局環境影響評価課、 瀬谷区役所区政推進課、旭区役所区政推進課 公表等：建築局都市計画課のウェブページにおいて公表 環境創造局環境影響評価課のウェブページにおいて公表 ツイッターで縦覧について告知 横浜市立中央図書館及び瀬谷、旭図書館において閲覧
意見書の提出	[都市計画特例主務省令第三条の規定により読み替えて適用される主務省令第十三条第五項] 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、都市計画決定権者が定める期間内に、都市計画決定権者に対し、意見書の提出によりこれを述べることができる。 （意見書は、持参、郵送又は電子申請により受付） 提出期間：令和2年1月15日～2月14日
市長意見の形成	[都市計画特例主務省令第三条の規定により読み替えて適用される主務省令第十四条第五項] 関係地方公共団体の長は、都市計画決定権者から意見を求められたときは、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。 市長意見の提出期限：令和2年3月16日
審査会への意見聴取	[条例第57条の2第2項] 市長意見を述べるときは、審査会に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を聴く。 意見聴取依頼：令和2年1月28日
市長意見の公告	[条例第57条の2第3項] 市長意見を述べたときは、その旨を公告する。